

研究活動における行動規範

2008年9月27日
浜松学院大学
浜松学院大学短期大学部

学術研究が社会の発展や人類の進歩に貢献する欠かせない崇高な営みであることから、研究者には学問の自由などが保障されている。そのため研究者には強い倫理観と自律が求められる。本学は、研究活動を活発に行い、社会の発展や人類の進歩に資するべく、以下の行動規範を定める。

1. 法令順守

すべての教職員は、あらゆる研究資金が、税金をはじめとする貴重な資金でまかなわれていることをよく認識し、法令、条例、補助条件、本学園及び本学が定める規程をはじめ定められたルールなどを遵守しなければならない。

2. 不正行為の防止

研究者は、研究活動におけるあらゆる場面において、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行ってはならない。また、不正行為と疑われるような行動に加担せず、不正発生の防止に努めなければならない。

3. 資金の適正な使用

研究者は、公的研究資金の使用にあたり、本来の研究目的以外の用途に対する使用、交付されるにあたり定められた内容や条件に反する使用などを行ってはならない。また、研究資金の不正な使用、またはそれと疑われるような行動をしてはならず、公的研究資金の適正な使用に努めなければならない。

4. 守秘義務

研究者は、研究活動のあらゆる場面において知り得た情報を扱うときは、細心の注意を払わなければならない。特に個人情報を取り扱うときは、さらなる注意を必要とする。

5. 研究への倫理

研究に関する一連の活動においては、強い倫理感を持った上で行動しなければならない。研究データ、研究内容、研究協力者、生命、動物、環境をはじめ、あらゆるものに対し誠実な配慮と対応を必要とする。

6. 差別やハラスメントの排除

研究者は、研究活動のあらゆる場面において、各個人を尊重し、人種、思想、性別、社会的身分などによる差別や、他者が不快に感じる行為を行ってはならない。

7. 利益相反行為の禁止

研究者は、研究活動のあらゆる場面において、他者との利益の衝突に十分な注意を払わなければならない。常に社会的・公益的利益を優先しなければならない。

8. 不正に対する是正

すべての教職員は、不正行為や不正使用があった場合は、放置せずには是正するよう努めなければならない。また、不正を知った場合は、適切な処置に努めなければならない。